



日 鶏 協 回 覧 板

2025年12月25日
一般社団法人日本養鶏協会

家畜伝染病予防法第12条の4に基づく家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告を提出ください

家畜伝染病予防法第12条の4で定められている通り、毎年家畜所有者は2月1日時点の家畜の飼養状況等を都道府県知事に報告することになっており、その報告様式は、農林水産省消費・安全局長通知で定められています。

また、農林水産省は、令和8年2月1日時点の報告様式を添付の通知で定め、令和7年12月24日付で都道府県にお知らせしました。

各生産者様におかれましては、本報告を遅滞なくご提出（鶏の場合、提出期限は、毎年6月15日）するようお願いいたします。

なお、報告様式は以下のURLのとおりです。また、提出方法等、詳しくは各都道府県の担当部局にお問い合わせください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/#3

参考 家畜伝染病予防法 粋

（定期の報告）

第12条の4 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に關し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
家畜防疫対策室 病原体管理班
TEL（代表）：03-3502-8111（内線4428）